

いじめ防止対策基本方針

1. はじめに

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、山梨県教育委員会においても、「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」が策定された。

すでに本校では、全職員によるチューター制の導入やスクールカウンセラーおよび臨床心理を学ぶ大学院生ボランティアスタッフの配置を行う等、教育相談体制を充実させ、いじめの予防やいじめ問題への対応に努めてきている。

以前からの取組と日頃の教育活動を踏まえ、「いじめ防止対策基本方針」を策定する。

2. いじめの防止等に関する基本的な考え方

「いじめは、当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義されている。いじめは被害者生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

したがって、本校教職員は、すべての生徒の人権を守り、安心安全な学習環境を整えていくために尽力する。万が一、いじめの兆候やいじめの事案があった場合は、解決に向けて迅速に対処するものである。また、けんかやふざけ合いも背後にある事情を調査する等、いじめの防止のための様々な対応を行っていく。

一方、近年問題になっているソーシャルネットワークサービス（SNS）やインターネットを通じたいじめの防止や対策にも積極的に取り組む。

いじめ防止のため、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、いじめのない、安心安全な学校づくりをめざしていく。

3. いじめ防止の学校の体制

(1) 生徒指導・支援会議

生徒の情報交換や相談体制の検討、事案への対応などについて、全職員に報告し、共通理解と周知徹底する。

(2) いじめ防止対策委員会

いじめ防止対策委員会を設置し、第1回を4月に開催し、委員会の役割といじめ未然防止のための取り組みの検討や内容の確認等を行う。いじめと疑われる相談・通報があった場合には委員会を緊急開催する。

○いじめ防止対策委員会の構成

副校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導副主任、教育相談主任、教育相談副主任、保健環境主任、年次主任、養護教諭、該当担任（部活動が関係する場合は該当顧問）、（特別支援コーディネーター、SC）

○委員会の役割・検討内容（いじめ防止対策としての）

学校いじめ防止基本方針の策定

- ①いじめの未然防止
- ②いじめへの対応
- ③教職員の資質向上のための校内研修
- ④年間計画の企画と実施
- ⑤年間計画進捗のチェック
- ⑥各取組の有効性の検証
- ⑦学校いじめ防止基本方針の見直し

4. いじめへの具体的取組

(1) いじめの未然防止のための取組

- 「いじめをしない、いじめをさせない、いじめが起きない」学校づくり、人間関係づくりに努める。
- 道徳教育の充実、特に配慮が必要な生徒へ組織的な指導を行う。
- いじめをやってはいけないこと、いじめに対して厳正に対処することを日頃から生徒に伝える。

- 単位制を生かした少人数学級、少人数授業を実施し、授業やホームルームにおいて健全な人間関係を育成する。
- 総合的な探究の時間や放課後などに社会性を育成するグループ活動を行ったり、ソーシャルスキルトレーニングを実施し、生徒が円滑なコミュニケーションができるように支援する。
- ネットいじめ防止のため、情報モラル教育を充実させ、ネット上のいじめ等にも対応できるような技能を教職員が身につけるよう研修の充実を図る等、年間指導計画に位置づける。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ホームルーム担任はじめ全職員が、生徒と個別に関わる中で、生徒の状況を把握、様子に目を配る。
- 教職員の業務の見直しを行い、相談時間を一層確保する。チューター制（生徒の希望する教員をもう一人の担任とする）を利用し、日常的に生徒が相談できる教育相談体制を充実させる。
- スクールカウンセラー、大学院生による教育相談ボランティアスタッフが日頃から生徒と親密に関わることで、いじめの早期発見を図る。
- いじめの実態調査（アンケート）を年3回（7月・11月及び3月中を目途として実施）行いいじめの実態を把握する。

(3) いじめが起きたときの取組

生徒・保護者からのいじめ被害の訴えがあった時、いじめの目撃情報が寄せられたとき、あるいは、教職員スタッフ（教員、S C、教育相談ボランティアスタッフ）がいじめの疑いがある状況を見つけたとき、いじめアンケートからいじめの疑いが確認できたとき、次のように対応する。

- ①本当にいじめがあるかどうかに関わらず、疑わしい段階で、速やかに連携を開始する。
- ②最初にいじめを確認した教職員スタッフは速やかに、担任・年次主任・生徒指導主事・教育相談主任（以下、教育相談主任等）に連絡する。
- ③校長・副校長・教頭に報告する。
- ④校長・副校長・教頭は、関係する年次や諸係、S C等と連携して事実確認・情報収集を行い、いじめ被害の可能性のある生徒の立場を第一に尊重し、安全を確保するとともにいじめに対していじめ防止対策委員会を開いて対応する。
- ⑤校長は委員会・会議を招集し、関係職員での役割分担を行い、いじめ被害生徒の話を尊重しながら聴く教職員スタッフ、いじめ加害生徒への対応をする教職員スタッフを決定し、迅速に対応を開始する。
- ⑥いじめ被害を訴える生徒を守り通すことを第一とし、全教職員スタッフが協力して被害者の心のケアに努める。また、被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに家庭での心のケアや見守りを依頼する等協力して対応する。
- ⑦加害者に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導する一方、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう支援する。また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。
- ⑧学校だけでは解決が困難な場合は、児童相談所、警察、医療機関、こころの発達総合支援センター等外部機関と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を学校設置者に報告する。
- ⑨事後対応として継続指導・経過観察・再発防止・未然防止指導の方針を立て、全教職員間の共通理解を図る。
- ⑩いじめが「解消」したと判断するためには、いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）、被害者が心身の苦痛を感じていないことの2要件を満たさなければならない。
- ⑪万が一、重大事態が発生した場合、県教育委員会に報告する。調査を行う組織を平時から設置する。重大事態に至る要因・事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、調査によって明らかになった事実関係について適時・適切な方法で説明する。

平成28年5月 作成
 平成31年2月 改正
 令和2年7月 改正